



蔵王高等学校いじめ防止基本方針



蔵王高等学校いじめ防止基本方針

目 次

いじめ防止対策推進法（概要）	2
学校いじめ防止基本方針	3
添付資料1 いじめ問題対策委員会設置要綱	8
添付資料2 いじめ問題対策委員会・いじめ問題対策校内委員会の組織図	10
添付資料3 学校生活調査	11
添付資料4 スマホ・携帯実態調査①	12
添付資料5 スマホ・携帯実態調査②	13
添付資料6 家庭でできるいじめチェックリスト	14
添付資料7 いじめ調査（保護者用）	15
添付資料8 重大事態の調査のフロー	16
添付資料9 いじめ対策年間計画	17
添付資料10 学校評価の進め方	18
添付資料11 いじめの相談機関	19

いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実、（2）早期発見のための措置、（3）相談体制の整備、（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（6）調査研究の推進、（7）啓発活動について定めること。
- 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として（1）いじめの事実確認、（2）いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、（3）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
- 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。
- 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雜則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）

学校いじめ防止基本方針

宮城県蔵王高等学校

蔵王高等学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止対策のために以下の施策を定める。

1 いじめ防止に関する基本的な方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

【いじめ防止対策の基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

【いじめの禁止】

生徒は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう に、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対応し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等に関する基本的な施策

【学校におけるいじめの防止】

- (1) 職員全員のいじめの問題に対する取組を徹底するため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議により共通理解を図る。
…『校内研修等』
- (2) 学校の重点目標のひとつに「自他を愛する心の涵養」を掲げ、弱いものいじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさない・見逃さないことに組織的に取り組む
…『教職員の意識改革』
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。…『心の成長を図る』
- (4) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、生徒会活動を中心とした生徒の主体的な活動に対する支援を行う。
…『地域住民との連携』
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権や道徳教教育に関する集会・講演会等を実施する。…『講演会等の実施』
- (6) すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。具体的には、ＩＣＴを活用し、分かる授業づくりを進め、授業場面で活躍できるための授業改善を図る…『学習不安の解消』

【いじめの早期発見】

(1) いじめの調査等

<全体>

- ①学校生活調査（添付資料3）
- ②家庭でできるいじめチェックリスト（保護者用）（添付資料6）
- ③いじめ調査調査（保護者用）（添付資料7）

④保護者対象学校評価

<学年・担任等>

- ⑤日常的な観察調査
- ⑥保護者との情報共有
- ⑦生徒の行動把握

(2) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーの活用
- ②スクールソーシャルワーカーの活用
- ③いじめ相談窓口の設置（養護教諭を基本とするが、全職員が日常的に相談を受けられるよう準備をしておく）
- ④外部相談機関の周知

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

3 いじめ防止等対策の組織と取り組み

いじめ防止等に関する措置を実効的（いじめの未然防止といじめの早期発見・解決）に行うための組織として、「いじめ問題対策委員会」を設置する。また、いじめ防止対策等を効果的に運用するため、「いじめ問題対策校内委員会」を置く。（以下校内委員会とする）

【構成員】

添付資料1の『いじめ問題対策委員会設置要綱』による。

【活動】

<いじめ問題対策委員会>

基本方針に基づく具体的計画及び実施後の評価に関する報告と今後の対応・改善策を検討する。

<校内委員会>

- ①学校いじめ防止基本方針の作成・改善
- ②年間指導計画の作成
- ③研修会等の立案・運営
- ④学校生活調査およびいじめ調査の実施と結果報告
- ⑤未然防止の取り組み
- ⑥早期発見の取り組み
- ⑦各クラスの状況報告
- ⑧いじめ発見時の対応

【いじめに対する措置】

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ②児童生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③いじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ④発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、学校内で直ちに情報を共有する。
- ⑤速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ⑥事実関係を迅速に被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

(2) いじめを受けた生徒またはその保護者への支援

- ①いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う際は、「あなたは悪くない」ということはっきりと伝え、自尊感情を高めることに留意する。
- ②いじめを受けた生徒の保護者には、迅速に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- ③いじめを受けた生徒の保護者に対して、事実確認のために聞き取りやアンケート等により判明した情報について適切に提供する。
- ④いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分に注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

【いじめに対する措置】

(3) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- ①いじめた生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動等を反省させ、将来に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ②多くの生徒が被害と加害の立場の入れ替わりを経験するという調査結果を踏まえ、加害生徒が相手側の生徒に、意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまっている場合については、必ずしも厳しい指導を行うとは限らないことに留意する。
- ③事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。学級、部活動等の所属集団の構造上、観衆・傍観者もいじめに加担する行為であることを理解させ、集団全体で話し合うなどして、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導を行う。

【いじめに対する措置】

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込みについては、被害拡大を避けるために直ちに削除する措置を執る。
- ②県教育委員会と連携しネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に取り組む。
- ③ネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報手段を効果的に活用できる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を充実させる。
- ④保護者にネット上のいじめの問題について理解を啓発するとともに、併せて、ネット被害未然防止のためにもフィルタリング機能の利用促進について理解を求める。

【いじめに対する措置】

(5) いじめが「解消している」状態について

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめ行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、被害の重大性等によりこの限りでは無い。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、対応していく必要がある。

4 重大事態への対応

事実関係、その後の対応を明確にするため、添付資料8の『重大事態の調査フロー』に従って対応する。重大事態の判断基準は、次のとおりである。

【重大事態の判断基準】

- ア 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）
- イ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席すること余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。また、県立高校においては、欠席日数を30日を待たずに、7日程度を目処として県教育委員会と相談するなど、適切に対応する。

また、重大事態への対応は以下のとおりとする。

- (1) 重大事態が発生した旨を、県教育委員会に速やかに報告するとともに、当該事案への対応について指導・助言を受ける。
- (2) いじめ問題対策委員会において、情報を共有し、調査対象者や対応等を協議する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

5 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的取組の状況を評価し、評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組を評価する。

(附則)

この基本方針は、平成26年4月1日から運用する。

この基本方針は、平成30年に一部改訂した。

(この基本方針は、令和7年7月22日に一部改訂した。)

いじめ問題対策委員会設置要綱

(設置)

第1 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）に関する措置を実効的に行うため『いじめ問題対策委員会』（以下『対策委員会』という。）を設置する。また、対策委員会を機能的に運営するために『いじめ問題対策校内委員会』（以下『校内委員会という。』）を設置する。

(所掌事務)

第2 対策委員会は、次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講ずるものとする。

- (1) いじめ防止基本方針の策定及びいじめ防止等の年間計画に関すること。
- (2) いじめの実態把握に関すること。
- (3) いじめの対処に関すること。
- (4) 学校と家庭、地域や関係機関との連携及び施策の調整に関すること。
- (5) その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員を持って構成し、別表1に掲げる職にある者を持って充てる。

- 2 委員長は校長、副委員長は教頭及びPTA会長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

(調査部会)

第4 いじめ事案及び重大事態発生時に調査を行うときは、委員会に調査部会を置くことができる。

- (1) 調査部会に所属すべき委員は、委員長が指名する。
- (2) 当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を行う。

(事務局)

第5 対策会議に付議すべき事項を予め調査、整理するため事務局を置く。

- (1) 事務局は、生徒支援部をもって充てる。
- (2) 事務局長は、生徒支援部長の職にある者をもって充てる。
- (3) 事務局は、年1回（7月）の対策委員会を招集する。

(関係者の出席)

第6 委員長または事務局長は、必要があると認められるときは、対策委員会または事務局会議に関係者の出席を求めることができる。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

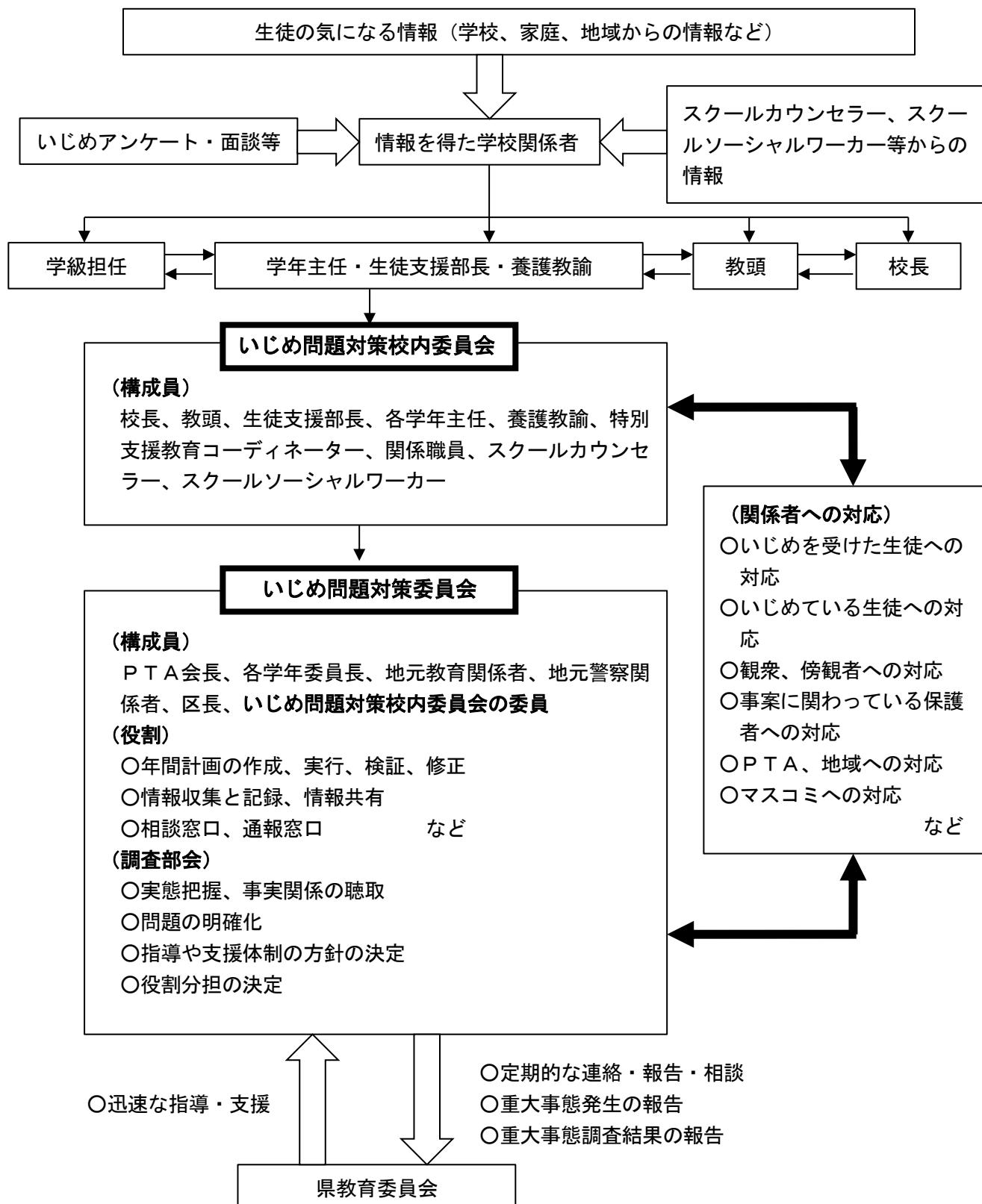
(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から運用する。

	No.	役 職	備 考
校外委員	1	PTA会長	
	2	PTA3学年委員長	
	3	PTA2学年委員長	令和7年度まで
	4	白石警察署生活安全課長	
	5	白石警察署生活安全課	
	6	白石警察署蔵王駐在所	
	7	曲竹北区区長	
	8	地元教育関係者	
校内委員	9	校長	
	10	教頭	
	11	2学年主任	令和7年度まで
	12	3学年主任	
	13	スクールカウンセラー	
	14	スクールソーシャルワーカー	
	15	生徒支援部長	
	16	生徒支援部	生徒支援部の部員
	17	生徒支援部	特別支援教育コーディネーター
	18	生徒支援部	保健主事
	19	生徒支援部	養護教諭

- 令和7年度及び8年度は、必要に応じて白石高等学校校長、白石高等学校蔵王キャンパスの副校長を校内委員に加える。
- 令和7年度は、白石高等学校蔵王キャンパスの1学年主任及びPTA1学年委員長を校内委員とする。
- 令和8年度は、白石高等学校蔵王キャンパスの1学年主任及びPTA1学年委員長、2学年主任及びPTA2学年委員長を校内委員とする。

【 いじめ問題対策委員会・いじめ問題対策校内委員会組織図 】



学校生活調査（〇月）

※〇月△日（□）～〇月△日（□）までの期間で担任・副担の先生に提出してください。

このアンケートは、皆さんが、安心して学校生活を過ごせるように行います。

当てはまるところに○をつけてください。またその理由等も記入してください。

※【現在のことを記入してください】

1 今、学校生活は楽しいですか。

- (1) 楽しい (2) ふつう (3) 楽しくない

※(3)と答えた人はその理由を記入して下さい。

[]

2 今、先生に相談したいことはありますか。あるという人はその内容を書いてください。

- (1) ある

[]

- (2) ない

3 今、あなたは誰かにいじめ（いじめのようなこと）られていますか。

- (1) はい [どんなこと？]

[]

- (2) いいえ

- (3) 答えられない（なぜですか）

[]

4 この頃、誰かがいじめられているのを見たことがありますか。

- (1) ある（それはどんなことですか。〇で囲んでください。）

（からかい たたく 蹤る 殴る 授業中にいたずら いやがらせ）

[]

その他 具体的に：

- (2) ない

- (3) いじめられているのはだれですか。（答えられれば記入してください）

()

※記入が終わった人は裏の質問に進んでください。

スマホ・携帯電話実態調査①

あなたのスマホ・携帯電話の使用について、次の質問に答えながら、普段の生活を振り返ってみましょう。それぞれの質問に当てはまるものを○で囲んでいきましょう。

1 あなたはスマホ・携帯電話を持っていますか？

- (ア) 持っていない
- (イ) スマホを1台持っている
- (ウ) 携帯電話を1台持っている
- (エ) スマホ・携帯電話・タブレットなど、インターネット接続可能な端末を複数台持っている
- (オ) その他 ()

2 あなたがスマホ（携帯電話）を初めて手にしたのは何年生の時ですか？

- (ア) 小学校1～3年生の時
- (イ) 小学校4～6年生の時
- (ウ) 中学1～2年生の時
- (エ) 中学校3年生の時
- (オ) 高校に入学したとき
- (カ) その他 ()

3 あなたがインターネット接続可能端末（スマホ、携帯電話、パソコンなど）を使う時間は、1日平均どのくらいですか？

- (ア) 1時間以内
- (イ) 1時間～2時間59分
- (ウ) 3時間～4時間59分
- (エ) 5時間～6時間59分
- (オ) 7時間以上
- (カ) その他 ()

4 あなたがインターネット接続可能端末（スマホ、携帯電話、パソコンなど）を使うときの使い方は、次のうちどれですか？（複数回答可）

- (ア) おもに電話をかけるのに使っている
- (イ) おもにメールやSNS（LINE、Twitterなど）の文字による通信に使っている
- (ウ) おもに勉強で分からないことがあったときに調べるために使っている
- (エ) おもにゲームで使っている
- (オ) おもに画像や動画の撮影に使っている
- (カ) おもに動画や画像を検索してみるときに使っている
- (キ) おもにネットショッピングなどで使っている
- (ク) その他 ()

スマホ・携帯電話実態調査②

あなたのスマホ依存度をチェックしてみましょう

次の17個の文章を読んで、自分に当てはまると思われるものには、()内に○をつけてみましょう。

1. 食事中にスマホを見ていることが多い ()
2. 友達と一緒にいてもずっとスマホを見ている ()
3. 会議や宴会中などでもSNSが気になり、スマホを見てしまう ()
4. もしSNSがなかつたら、人間関係がなくなると感じる ()
5. SNSに書き込むネタを作るため行動することがある ()
6. 自転車に乗りながらスマホを見ている ()
7. TPO(時・場所・場面)をわきまえず、無意識にタッチパネルを触っている ()
8. 電車の乗り換えの時もスマホを見ている ()
9. トイレの中にもスマホを持っていく ()
10. スマホを握ったまま眠ってしまうことがある ()
11. 財布を忘れていてもスマホだけを持っていることがある ()
12. 着信していないのに、スマホが振動した錯覚に陥る ()
13. 分からないことはすぐスマホで調べる ()
14. スマホを忘れてしまった日はとても不安だ ()
15. 朝起きてすぐにニュースやSNSをチェックする ()
16. スマホの充電器を忘れるといつも買ってしまうのでいつも予備を持っている ()
17. 電話よりメールの方が、意思を伝えられると思う ()

※ ○の数は何個ありましたか?

個

年 組 番 氏名

男・女 (裏面にも記名してください)

家庭でできるいじめチェックリスト（保護者用）
年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

家庭で確認し、心配な点があれば、遠慮なく心配に○を付けてください。

	チェック項目	大丈夫	心配
服 装 所 持 品	靴や衣服の汚れ、破れが見られるようになる。		
	所持品がなくなったり、壊されたり、落書きされている。		
	家庭から金品を持ち出している。		
	ナイフ等、危険な物を隠し持つようになる。		
言 動 等	風呂に入りたがらなくなる		
	表情が暗い		
	学校のことを聞くと、嫌な顔をしたり、口数が少なくなったり、怒ったりする。		
	学校を休もうとしたり、やめたい等と言ったりする。		
	欠席、遅刻、早退が増えている。		
	登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気等を訴え、登校を渋る。		
	帰宅時間が、早くなったり、遅くなったりする。		
	急激に成績が下がる。		
	親しい友達が遊びに来なくなり、連絡がなくなる。		
	今までと違う友達と付き合うようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになり、家族と話をしたがらなくなる。		
	言葉づかいが乱暴になり、イライラしたり、おどおどしたりして、情緒が不安定である。		
身 体 健 康 等	何に対しても投げやりで集中がない。		
	お金の要求が増える。		
	非行行動（万引き等）が急に見られる。		
	自己否定的な言動（自傷行為等）が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。		
そ の 他	体にあざがある。		
	よくけがをする。		
	最近、食欲がない。		
	夜眠れないことが増えているようだ。		
普段の生活を観察していて、不安な点や心配な点を記入してください。			

いじめ調査（保護者用）

お子様のことについて伺います。次の質問に該当する①～③の番号を選んで、あてはまるものに○を付けてください。なお、すぐに対応を要すると思われるものには、◎を付けてください。アンケート調査の対象期間は、令和〇年〇月〇日（〇）までとします。よろしくお願ひします。

<いじめの一例>

- ①冷やかされる・からかわれる ②仲間はずれにされる・無視される ③叩かれる・蹴られる ④金品をたかられる ⑤持ち物を隠される・壊される ⑥嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる ⑦パソコンや携帯電話を使って、悪口や嫌なことをされる

年 組 番 生徒氏名 _____

保護者御氏名 _____

問1 あなたのお子様は、いじめを受けていますか。（具体的な事例が分かれば記入してください）

- ① 受けている ② 受けていない ③ わからない

問2 学校でいじめがあると聞いたことがありますか。（具体的な事例が分かれば記入してください）

- ① ある ② ない ③ わからない

問3 いじめ等の子どもについての悩みや学校に対しての要望等があればお書きください。

問4 お子様の友達や周りの人で、今いじめられている人はいませんか。

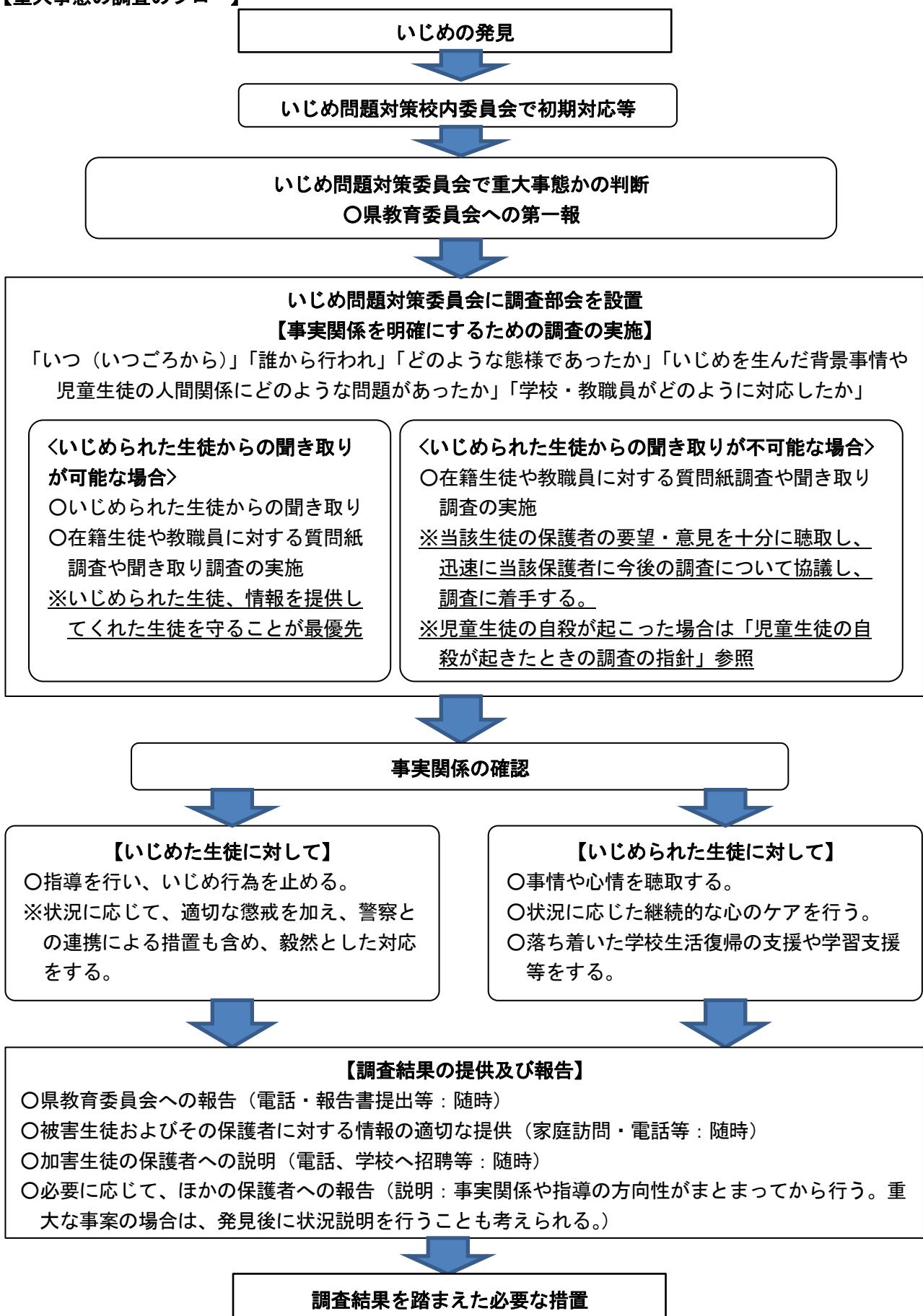
- ① いる ② いない ③ わからない

問5 ※問4で①の“いる”に○をつけた方だけ答えてください。

- (1) 誰がいじめられていますか。 ()
(2) どんなふうに、いじめられていましたか。
ア () たたかれた イ () 悪口 ウ () 無視 エ () ものをとられた オ ()
落書きやいたずら カ () その他
()

なお、「蔵王高等学校いじめ防止基本方針」は本校ホームページにも掲載されておりますので、ご確認ください。

【重大事態の調査のフロー】



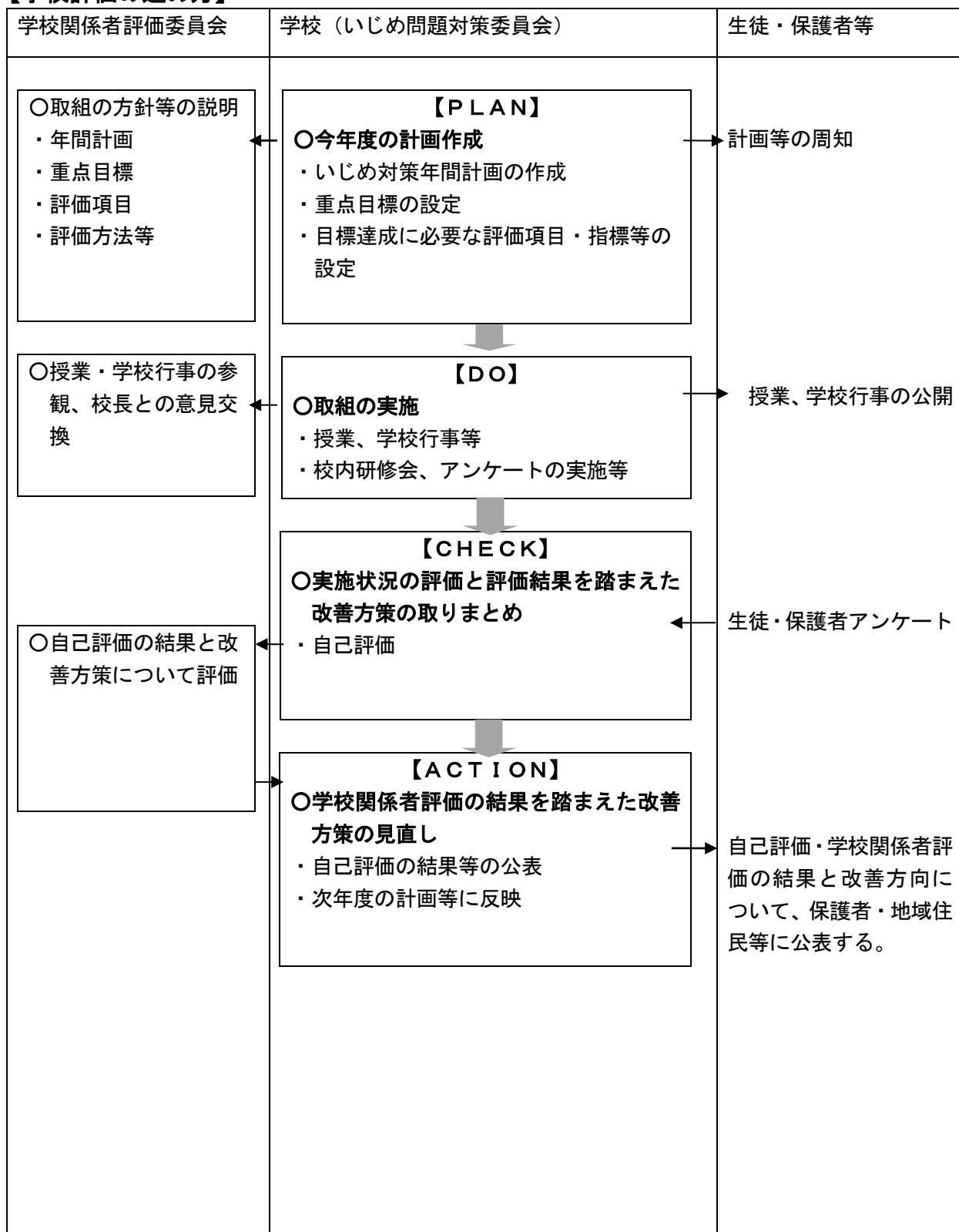
【いじめ対策年間計画】 ■：教職員間の活動 ○：生徒、教師、保護者の活動 ◎生徒指導関係の研修会

実施計画		留意点等	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■学校間、学年間の情報交換・指導記録の引継 ■いじめ対策に係る共通理解（いじめ問題対策校内委員会） ○いじめ根絶宣言（校長の決意を表明） ○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ○いじめ対策についての説明と啓発（保護者対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議等 ・始業式等 ・HR活動 ・保護者会等 ・二者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導・支援記録等を通じて、いじめの被害者、加害者の情報を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめ問題に積極的に取り組むことを示す。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○面談・教育相談の実施 ○行事等を通した人間関係づくり ○学校生活調査の実施と対応（保護者・生徒対象） 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化を学年で共有 ・いじめの早期発見
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○話合い活動「学級の諸問題」 ◎生徒指導主事連絡協議会（県・仙南）、学警連 ○学校生活調査の実施と対応（生徒対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ・HR活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意し、見守り等を強化する。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ■いじめ問題に関する校内研修の実施 ○学校評価の実施 ○いじめ問題対策委員会の開催 ○学校生活調査の実施と対応（保護者・生徒対象） 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題への対策を点検する。 ・自己有用感や自己存在感を育む活動を取り入れる。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■SCによる教育相談に係る研修会の開催（生徒支援部） ■教育相談に係る研修会への参加（生徒支援部） ○夏休み明けの生徒の変化の把握 ○学校生活調査の実施と対応（生徒対象） 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部の研修会も活用する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活調査の実施と対応（保護者・生徒対象） ○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事等を通した人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面談 ・スポーツ大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後、必要に応じて教育相談・面談を実施する。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ■「いじめの早期発見・早期対応」 ○行事等を通した人間関係づくり ◎生徒指導主事研修会 ○学校生活調査の実施と対応（生徒対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係作り ・文化祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの問題について理解を深める。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活調査の実施と対応（保護者・生徒対象） ○話合い活動「学級の諸問題」（特別活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・HR活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の人間関係の変化に留意する。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間（人権意識啓発活動） ○面談・教育相談の実施 ○学校評価の実施（生徒・保護者対象としたアンケート） ◎生徒指導研修会（仙南）、学警連 ○学校生活調査の実施と対応（生徒対象） 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚を高める。 ・いじめ問題への対策を点検する。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活調査の実施と対応（保護者・生徒対象） ○冬休み明けの生徒の変化の把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化を確認する。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○話合い活動「学級の諸問題」（特別活動） ◎生徒指導主事研修会（仙南） ○学校生活調査の実施と対応（生徒対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ・HR活動 ・クラス作りのまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の不安解消への対応を考える。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ■記録の整理、引継資料の作成 ○学校生活調査の実施と対応（生徒対象） 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐ。

SC：スクールカウンセラー、SSW：スクールソーシャルワーカー

※基本的に毎月、学校生活調査を実施する。

【学校評価の進め方】



いじめの相談機関について

○いつでも相談できるところ（24時間対応）

- ◇ 24時間子供SOSダイヤル（文部科学省全国統一相談ダイヤル）
0120-0-78310 電話相談 毎日24時間
- ◇ いじめ110番（宮城県警察 少年相談電話）
022-211-7867 電話相談 月～金曜日 8時30分～17時15分
(年末年始休み)
- ◇ 子ども若者電話相談（こども若者局こども若者相談支援センター）
0120-783-017 電話相談 每日24時間
- ◇ 仙台いのちの電話
022-718-4343 電話相談 每日24時間

○県教育委員会関係

- 【宮城県総合教育センター】
- ◇ 登校相談（来所相談は予約が必要です）
022-784-3567 電話相談 月～金曜日 9時～16時
来所相談 火～木曜日 10時～12時／13時～16時
- ◇ 子どもの相談
022-784-3568 電話相談 月～金曜日 9時～16時
- 【近隣の教育事務所】
- ◇ 大河原教育事務所（電話相談・面談相談） 0224-53-3111
- ◇ 仙台教育事務所（電話相談・面談相談） 022-275-9111
- ◇ 東部教育事務所（電話相談・面談相談） 0225-98-3341
- 【児童生徒等心の支援チーム】
- ◇ 児童生徒の心のサポート班
大河原教育事務所内（電話相談による受付） 0224-86-3911

○児童相談所関係

- 【近隣の児童相談所】 電話相談・面接相談 月～金曜日 8時30分～17時15分
- ◇ 中央児童相談所 022-784-3583
- ◇ 東部児童相談所 0225-95-1121

○法務局関係

- ◇ 子どもの人権110番 電話相談 月～金曜日 8時30分～17時15分
0120-007-110 （全国共通無料 I P電話は利用不可）
- ※ I P電話を利用する際は下記番号（有料）
 - ・（仙台法務局 子どもの人権110番） 022-225-6070
 - ・（仙台法務局塩竈支局 子どもの人権110番） 022-366-1200
 - ・（仙台法務局古川支局 子どもの人権110番） 0229-22-1200
 - ・（仙台法務局石巻支局 子どもの人権110番） 0225-22-6188